

一般社団法人日本アーキテクト協会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本アーキテクト協会と称し、英文では Japan Architect Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、損害保険事故に関わる静止物損害調査及び修復技術の健全な発展及び信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 損害保険事故に関わる損害鑑定業務の技術向上に資する事業
- (2) 損害保険事故に関わる損害鑑定業務の人材育成に資する事業
- (3) 広域災害における損害保険契約者・被保険者対応の業務品質の向上に資する事業
- (4) 広域災害における損害保険契約者・被保険者対応人材育成に資する事業
- (5) 事故、災害の防止又は軽減に資する事業
- (6) 損害保険事故に関わる不正請求防止に資する事業
- (7) 損害保険事故に関わる損害鑑定業務に関する研修、試験及び認定等の事業
- (8) 事故により損害を被ったことにより経済的に困窮している児童・生徒に対する奨学金基金の運営
- (9) その他当法人の目的達成上必要と認めた事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員のうち、理事会の承認を得た者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 通常会員

(3) 賛助会員

2 正会員は、次の条件を満たす法人または個人とする。

(1) 当法人の目的に賛同し、当法人が主催する教育訓練施策（教育研修、資格認定試験等）の運営に参画する者。

(2) その他、理事会が認めた者。

3 通常会員は、次の条件を満たす法人または個人とする。

(1) 当法人の目的に賛同し、当法人が主催する教育訓練施策（教育研修、資格認定試験等）の提供を受ける者。

(2) その他、理事会が認めた者

4 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した法人及び団体とする。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、書面及び電子メール等で申し出ることによって退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続してなされなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び計算書類等の承認
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会で付議したもの
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故がある場合には、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって選任する。

3 監事は、当法人またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者または3親等（その他該当理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げない。

3 補欠のため、又は増員により就任した理事又は監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、増員により就任した監事の任期については、現任者の任期の残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任より退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 資産及び計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(寄付)

第39条 当法人は、設立目的を達成するために寄付を募ることができる。

(基金)

第40条 当法人は、特定の用途に充てるための基金を持つことができる。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月末日までとする。
2 最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第34条第1項の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

| | |
|---------|------------------|
| 設立時理事 | 田中 威、福山 泰成、阿部 太平 |
| 設立時代表理事 | 田中 威 |
| 設立時監事 | 関根 市雅 |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

| | | |
|-------|----|---------------------------------|
| 設立時社員 | 住所 | 京都府京都市東山区泉涌寺門前町29番地 |
| | 氏名 | 田中 威 |
| 設立時社員 | 住所 | 兵庫県神戸市東灘区本山中町四丁目2番3号サンキュー神戸本山ビル |
| | 名称 | 株式会社アシスト |

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本アーキテクト協会設立のため、設立時社員田中威ほか1名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年10月24日

設立時社員 田中 威

設立時社員 株式会社アシスト

代表取締役 山岡 洋二

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 石下貴大